

令和7年設楽町告示第23号

設楽町国民健康保険条例(平成17年条例第134号)第16条及び第26条の規定に基づき保険料率を次のとおり定める。

令和7年7月9日

設楽町長 土屋 浩

	医療分	介護分	後期高齢者支援金分
所得割	100分の6.54	100分の1.94	100分の2.36
資産割	—	—	—
均等割	30,900円	11,300円	10,900円
平等割	31,500円	9,200円	11,100円